

## 公募要項に関する質問書への回答

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問内容	質問への回答
1	1	1	-	-		本書の位置付け	令和3年3月に公表された長府浄水場更新事業の実施方針に対して示された回答書についても、本案件に対する回答書と同等の効力があるとの認識でよろしいでしょうか。	実施方針の意見に対しての回答については、意見を踏まえ公募要項等を作成しています。公募要項等に記載がない事項については、実施方針及び実施方針に関する質問回答書に効力があります。
2	1	1	-	-		本書の位置付け	本業務の発注方式は「公募型プロポーザル方式」であるため、提案段階では「設計案を求めている」という認識でよろしいでしょうか。	ご質問にある「設計案」がどの程度の精度のものを指しているかが不明確ですが、提案内容の具体性及び要求水準を満たしているかを確認できる資料としての設計案は必要です。
3	1	1	-	-		本書の位置付け	本業務の発注方式は「公募型プロポーザル方式」であるため、評価対象は「応札参加者の実績・技術力・体制」であるとの認識でよろしいでしょうか。	ご質問の意図が明確ではありませんが、本市は「参加者の実績、技術力、体制」を基にした長府浄水場更新事業についての要求水準を満たす具体的かつ有効な提案を求めています点については、ご理解いただきますようお願いいたします。なお、審査項目については、優先交渉権者選定基準に記載のとおりです。
4	1	1	-	-		本書の位置付け	本業務の発注方式は「公募型プロポーザル方式」であるため、契約後は2022/1/14に提出する技術提案に拘束されないという認識でよろしいでしょうか。	事業契約の締結に際しては、優先交渉権者が応募時に提出した技術提案書に基づき協議・交渉を行います。協議・交渉の結果、修正又は変更がない場合には、応募時に提出した技術提案書の内容に拘束されますが、修正又は変更があった場合には、修正又は変更後の技術提案書の内容に拘束されます。
5	5	3	(2)			事業者の募集及び選定のスケジュール	要求水準等の業務内容に対する理解の齟齬をなくすために、提案書受付前に、「官民対話」の場を設けて頂く事はできないでしょうか。	公募要項等の説明会、現地見学会及び公募要項等の質問の受付・回答を行っておりますので、提案書受付前の官民対話の予定はありません。
6	5	3	(3)	ア		公募要項等に関する質問等	公募要項等に関する質問の機会は1度きりとなっておりますが、2021/10/11に公表される回答に対する質問については、別途受け付けていただけるという認識でよろしいでしょうか。	別途受け付ける予定はありません。
7	5	3	(3)	エ		公募要項等に関する説明会および現地見学会	現地見学会は、2021/8/24日以外にも個別に対応していただけるという認識でよろしいでしょうか。	参加表明書を提出した応募者に対し、要望があれば対応することは可能です。
8	9	3	(8)	エ	(オ)	土木建築工事を行う構成企業に必要な資格（配置予定技術者）	建設JVとして、乙型のJV組成を考えています。基本設計及び詳細設計を行う期間で建設工事を行っていない場合は専任を要しないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	9	3	(8)	エ	(オ)	参加資格要件	建設企業には建業法の監理技術者又は主任技術者を専任で配置することを求められています。設計・工事期間が約15年と長期に渡るため、途中交代が可能との理解でよろしいでしょうか。	国土交通省通知の「監理技術者制度運用マニュアル」に基づき本市が認めた場合は監理技術者又は主任技術者の変更は可能です。なお、交代の時期は、本市との協議によります。
10	9	3	(8)	エ	(オ)	参加資格要件配置技術者について	建設JVを乙型のJV組成とする場合は、建設JVの監理技術者は全工事期間配属する必要があるわけではなく、「担当工事の期間のみの配置をすれば良い」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、建設工事の適正な施工に支障が無いように配置してください。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問内容	質問への回答
11	9	3	(8)	エオ カキ		参加資格要件	「建設業法に従い、監理技術者又は主任技術者を専任で配置すること。」とありますが、契約工期が多年に及ぶため、監理技術者の途中交代は国土交通省通知の「監理技術者制度運用マニュアル」に記載されている「大規模な工事」で、一つの契約工期が多年に及ぶ場合に該当し、工程上一定の区切りと認められる時点において可能であるとの認識でよろしいでしょうか。	国土交通省通知の「監理技術者制度運用マニュアル」に基づき本市が認めた場合は監理技術者又は主任技術者の変更は可能です。なお、交代の時期は、本市との協議によります。
12	9	3	(8)	エオ カキ		参加資格要件	「建設業法に従い、監理技術者又は主任技術者を専任で配置すること。」とありますが、建設JVを乙型で組成する場合、監理技術者又は主任技術者の専任が必要な期間は、担当工事の施工期間中のみとの認識でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	9	3	(8)	エオ カキ		参加資格要件	「建設業法に従い、監理技術者又は主任技術者を選任で配置すること」とありますが、申請する配置予定技術者は複数名でよいとの認識でよろしいのでしょうか。	配置候補の技術者として複数名記載して応募可能かというご質問であればご理解のとおりです。
14	9	3	(8)	エオ カキ		参加資格要件	「建設業法に従い、監理技術者又は主任技術者を選任で配置すること」とありますが、建設工事着工時期が詳細設計業務後（契約から約2年後を想定）となることが予想されます。そこで、本事業の契約は、国土交通省の「管理技術者制度の運用マニュアル」に記載されている監理技術者等の途中交代の内、「一つの契約工期が多年に及ぶ場合」に該当するため、建設工事が始まる段階で公告時点で示した配置予定技術者とは別の同等以上の能力を有する技術者を新たな監理技術者として交代することは「工程上一定の区切り」であるため認められるとの認識でよろしいのでしょうか。	監理技術者制度運用マニュアル「監理技術者等の途中交代」に記載される条件等を参考にしながら、事業者と本市との協議の上で変更は可能です。ご質問の時期が「工程上一定の区切り」に該当するか等についても協議により判断します。
15	10	3	(8)	カ	(ウ)	機械設備工事を行う構成企業に必要な資格	募集日時時点の下関市建設工事等競争入札参加資格者名簿における水道施設工事業の総合評点が、下関市内に本店がある者については800点以上、下関市内に契約締結権のある営業所等がある者については1,000点以上、それ以外の者については1,100点以上であること。との記載ですが「募集日時時点」とは公募要項等が公表された令和3年（2021年）8月16日時点との理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
16	10	3	(8)	カ	(エ)	機械設備工事を行う構成企業に必要な資格	5,000m <sup>3</sup> /日以上浄水場の機械設備設置工事を施工し、引き渡した実績の建設工事の種類は機械設備設置工事又は水道施設工事との理解でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	10	3	(8)	カ	(オ)	建設業法に従い、監理技術者又は主任技術者を専任で配置すること	建設企業の監理技術者又は主任技術者は工場製作期間と現場工事期間では技術者の変更が可能との理解でよろしいのでしょうか。	国土交通省通知の「監理技術者制度運用マニュアル」に基づき本市が認めた場合は監理技術者又は主任技術者の変更は可能です。なお、交代の時期は、本市との協議によります。
18	11	3	(8)	ク		施設維持管理業務を行う構成企業に必要な資格	施設維持管理業務を行う構成企業に必要な資格において、複数構成企業で施設維持管理業務を分担する場合は、統括する構成企業及び構成企業の区別なく、維持管理JVの構成企業のいずれかで要件を満たせば応募可能なように変更願います。JV組成の制約を減らすことで、貴市への提案の多様化を持たせることも可能であると考えます。	原文のとおりとします。 なお、施設維持管理業務を統括する構成企業については、維持管理JVの代表構成員となることを条件としておりません。
19	11	3	(9)	ア		地元企業への優先発注及び市内産品の優先活用	「応募者は、構成企業に下関市建設工事等競争入札参加有資格者名簿に「市内」の地域区分で登録されている者を1者以上含めるように努めること。」とありますが、「市内」の地域区分で登録されている者を構成企業に含めなかった場合において、「参加資格を満たさない」など優先交渉権者決定までのプロセスにおいて不利益な扱いを受けることはないとの認識でよろしいのでしょうか。	「市内」の地域区分で登録されている者を構成企業に含めなかった場合にも、参加資格を満たさない等の不利益な扱いをすることはありません。ただし、提案内容審査【定量化審査（性能評価）】において、市内業者への発注金額に係る評価項目がありますので、ご確認ください。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問内容	質問への回答
20	11	3	(9)	ア		地元企業への優先発注及び市内産品の優先活用	「応募者は、構成企業に下関市建設工事等競争入札参加有資格者名簿に「市内」の地域区分で登録されている者を1者以上含めるように努めること。」とありますが、別紙1における「構成企業」には含めるが、「建設JV」では下請けとして参加するスキームは認められるのでしょうか。	構成企業以外の本事業に参加する企業については協力企業として考えています。下請け企業を構成企業に含む事は認めません。
21	11	3	(9)	ア		地元企業への優先発注及び市内産品の優先活用	「応募者は、構成企業に下関市建設工事等競争入札参加有資格者名簿に「市内」の地域区分で登録されている者を1者以上含めるように努めること。」とありますが、共同企業体の出資比率の指定はないとの認識でよろしいでしょうか。	建設JVは任意の型式とし、甲型の場合では、構成員数が2社の場合は30%、3社の場合は20%を下回らないようにしてください。
22	12	3	(11)	イ	(ア)	応募に関する留意事項	応募者失格の要件として、(ア)優先交渉権者決定までに参加資格要件を満たさなくなった場合、とありますが参加資格要件の総合評価点については募集日時点の評価点で評価されるとの理解でよろしいですか。 (例えば、募集日時点では参加資格要件の総合評価点を満足していたが、優先交渉権者決定時(令和4年(2022年)2月)に、資格審査更新により総合評価点を満足しなかった場合においても失格とはならないとの理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
23	12	3	(11)	イ	(ク)	応募に関する留意事項	応募に関する留意事項について、「明らかに連合によると認められる場合」は応募者を失格とする、との記載がありますが具体的には、どのような状況を想定されているかご教えてください。	直接情報及び間接情報(応募の手続きの過程が不自然、応募に関して通常では知り得ない情報を知っているなど)で談合の事実が明らかであった場合を想定しています。
24	15	5	(9)	ア		設計・建設工事段階	「定期及び随時に検査を行う。」とありますが、定期として考える事項をご教えてください。	モニタリング基本計画に示す設計・建設工事の会議体による確認(年度事業報告会、月例報告会)において、工程確認、進捗状況、要求水準及び提案事項の達成状況等の検査(確認)項目を想定しています。
25	17	6	(4)	ウ		その他の支援に関する事項	厚生労働省の補助金等に係る財産処分申請を行う撤去施設はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	18	7	(1)	ア		提出図書の取扱い(著作権)	「本事業の公表をするとき及び本市が必要と認めるときは、本市は提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。」とありますが、提案書の中にはノウハウ、営業秘密等が含まれると考えられますので、公表、第三者に開示される際には、その内容について、事前に応募者と協議させていただきますようお願いいたします。	協議に応じます。なお、協議が必要となるノウハウ及び営業秘密等の該当箇所を示す資料と、その根拠となる書類を提案書と一緒に提出してください。また、追加及び変更等があった場合はその都度提出してください。
27	別紙1					想定する業務実施体制	「建設JV及び維持管理JVの代表構成員は施工能力の大きい構成企業とし」と記載されておりますが、維持管理JVは甲型又は乙型を想定しており、統括する構成企業の出資比率又は委託金額が少ない場合は、統括する構成企業が必ずしも代表構成員になる必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	別紙1					想定する業務実施体制	体制図の下に、建設JVと維持管理JVの代表構成員は(以下略)とありますが、代表構成員の定義がありません。定義を明確にさせていただきたく存じます。	建設JV及び維持管理JVの代表構成員の定義としましては、「工事(業務)の施工(履行)に関し、企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び企業体に属する財産を管理する権限を有するもの。」となります。
29	別紙2	1.4				リスク分担表制度関連税制度	税制度に記載の「法人事業税、法人住民税等の事業者の利益に関する税の新設・変更」以外の税の新設・変更は、消費税同様、貴市の負担と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問内容	質問への回答
30	別紙2	1.4				リスク分担表 制度関連 許認可遅延	許認可遅延について、貴市が取得すべき許認可に、水道事業認可（変更認可）を含むとの理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。ただし、明らかに事業者の責めに帰すべき事由によるものについては、事業者の負担となります。
31	-	-	-	-		リスク分担表	1.4制度関連 法制度において、「本事業に関わる法制度・許認可の新設・変更」について、負担者として事業者欄に▲がありますが、具体的にどのようなケースを想定しているのでしょうか。	水道事業変更認可等の申請に伴う資料作成等を想定しています。また、環境関連の法規制等の変更により資材価格に変動が生じたものの、物価変動で定める物価上昇の変動率を超過しない場合等を想定しています。
32	-	-	-	-		リスク分担表	1.4制度関連 法制度において、「上記以外のもの」について、負担者として事業者欄に●がありますが、具体的にどのようなケースを想定しているのでしょうか。	会社法、税法等の改正等で、企業として事業者自らが対応が必要なものを想定しています。
33	別紙2	1.5				リスク分担表 社会 住民対応	共通「住民対応」の項目の内、本施設の設置に伴う住民反対運動により要求水準に示される以上の仕様を要求された場合のリスクは貴市負担との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	別紙2	1.5				リスク分担表 社会 住民対応	「事業者が行う業務（調査、工事、維持管理）に対する住民反対運動・要望があった際、貴市も協力して住民対応をして頂けるとの理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
35	別紙2	1.5				リスク分担表 社会 住民対応	「運転管理業務（監視のみ）対象施設」において貴市が行う業務や事業者に対する運転操作の指示等に起因する住民反対運動・要望は、貴市のリスク負担との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
36	別紙2	1.5				リスク分担表 社会 環境問題	共通「環境問題」の項目の内、「事業者が行う業務（調査、工事、維持管理等）に起因する環境の悪化」は事業者の負担となっていますが、貴市の要求に基づいた事業者の提案、業務に起因するものは貴市の負担との理解でよろしいでしょうか。	提案内容を本市の要望により変更し環境が悪化した場合は、本市の負担と考えます。
37	-	-	-	-		リスク分担表	1.5社会 第三者賠償 事業者が負担する第三者賠償リスクとして「騒音」「振動」「光」「臭気」が列記されていますが、建設工事請負契約書（案）第40条2項に記載の通り、建設工事に伴い通常避けることのできない「騒音」「振動」「地盤沈下」「地下水の断絶」等の理由により第三者に及ぼした損害については、発注者の負担となると理解してよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
38	-	-	-	-		リスク分担表	1.7不可抗力 記載にはありませんが、「地震」も不可抗力に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
39	別紙2	1.10				リスク分担表 見学者対応	共通「見学者対応」の項目について、事業者が施設維持管理業務を適切に行っていたにも関わらず、予見できない事象により見学者が怪我をした場合の負担は、別途協議の場を設けて頂けるとの理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
40	別紙2	1.11				リスク分担表 安全確保	安全確保において、新型コロナウイルス感染症対策も事業者負担との記載となっていますが、事前に貴市と協議させて頂く場を設けさせて頂き、新型コロナウイルス感染対策で、貴市に了承をとった内容で、事業者側が一定の感染予防対策を講じていた状況の場合、リスク分担の内容に関して協議の場を設けて頂く形にできないでしょうか。	新型コロナウイルス感染症対策について、本市が了承した内容で、事業者側が一定の感染予防対策を講じていた状況の場合、リスク分担の内容に関して協議に応じます。

## 要求水準書に関する質問書への回答

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問内容	質問への回答
1	1	1	-	-		本書の位置付け	令和3年3月に公表された長府浄水場更新事業の実施方針に対して示された回答書についても、本案件に対する回答書と同等の効力があるとの認識でよろしいでしょうか。	実施方針の意見に対しての回答については、意見を踏まえ公募要項等を作成しています。公募要項等に記載がない事項については、実施方針及び実施方針に関する質問回答書に効力があります。
2	2	1	3	(4)		既存流用施設	既存流用施設である場外監視制御システムは、新設される中央監視室等への移設が必要になると考えますが、移設作業及びそれに関連する作業(システム停止・復旧・試験など)は本事業範囲外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	3	1	3	(6)		事業期間	事業期間内に、既存施設・設備が事業者の責任以外の理由(老朽化など)により修復不可能な故障等が発生し、急遽更新が必要となった場合は、添付資料15リスク分担のとおり貴市の負担で更新頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	4	1	3	(7)		事業方式	水道法に基づく本事業に係る許認可は貴市が主体的に協議を継続されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	4	1	3	(7)		事業方式	水道法に基づく本事業に係る許認可に基づく計画浄水量の変更に関するリスクは貴市との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	8	2	2	(2)		施設の立地条件	図1の敷地境界内において、排水処理施設南側(左側)に位置するスペースを建設工事期間中の事務所用地として使用することは可能でしょうか。	ご質問の用地は本市で使用する予定があるため、事業者が使用することは想定していません。
7	10	2	3			前提条件	「更新の過程で撤去対象施設である既存施設を一時利用することも可能とする」と記されています。場内スペースが限られていることから、例えば、「第2浄水池」「第3浄水池」の上部に、資機材を仮置きすることも考えられます。安全性を確認するため、これらの施設の設計時の構造計算書、または耐震診断計算書をご提示ください。これらが無い場合には、鉄筋量、壁厚が分かる資料をご提示ください。	設計時の構造計算書、耐震診断計算書はありませんが、鉄筋量、壁厚が分かる資料としては、閲覧可能資料10をご確認ください。
8	10	2	3	-	-	前提条件	作業時間帯の前提条件を確認させてください。通常作業時間帯は、8:00~17:00と考えてよろしいでしょうか。	平日の作業時間帯は、8:30~17:00となります。なお、要求水準書P.37「5.周辺住民の配慮に関する事項」を厳守してください。
9	10	2	3	-	-	前提条件	休日等についての前提条件を確認させてください。休日は、土日・祝日が対象と思いますが、作業工程上作業の可能性があります。時間帯・休日等の規定はありますでしょうか。	休日等の規定はありませんが、法令等を踏まえた上で、協議により作業可能となります。
10	10	2	3	-	-	前提条件	2024年4月1日より建設業に適用される労働時間の上限規制について、本事業において発注者である下関市上下水道局は適正な工期設定を行う必要があると考えます。適正な労働時間を確保するためには、休日、準備期間等を確保した施工上必要な日数確保が必須ですが、契約後に行う事前調査および設計の結果、受注者の責めに帰すべき事由ではなく工期延伸の可能性が明確になった場合は、契約変更していただけるとの認識でよろしいでしょうか。	受注者の責めに帰すべき事由によらず工期延伸が必要となった場合には協議に応じます。ただし、提案時の検討が詳細設計時と比べて不十分であることを理由とする工期延伸は受注者の責めに帰すべき事由であり、契約変更の対象とはなりません。
11	10	2	3	(5)	-	前提条件	「工事時の搬出入車両の制限は、延べ100台/日程度とし、浄水場の運用に支障がないようにすること。」とありますが、「延べ100台」とは、ダンプトラック・資材運搬トラック・生コン車等の大型車両のみがカウントされるものであり、作業のためのライトバン等の普通車両は除外されるとの認識でよろしいでしょうか。	工事時の搬出入車両とは、いわゆるダンプトラック、資材運搬トラック、生コン車、アジテータ車等の工事車両を想定しています。ただし、作業のためのライトバン等の普通車両は除きます。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問内容	質問への回答
12	11	2	4	(2)		原水水質及び浄水水質	殺藻目的の塩素処理の実施に際して(中略)、万一、残留塩素濃度の影響により統合着水井以降の処理において以下の支障(アからウ)が生じた場合は本市がその責めを負うものとする。」とされていますが、想定される項目はアからウですが、現時点で想定しえない影響もあると思えますので、「エ その他残留塩素濃度の管理に不備があったことにより生じる支障」の追加を要望致します。	ご提案の「エ」については、結果として生じる事象がア～ウに含まれるものと考えています。なお、本市が実施する塩素処理に関するリスクについては、リスク負担表も併せてご確認ください。
13	11	2	4	(2)		原水水質及び浄水水質	原水水質(最大値)のうち、色度61度については濁度200度上昇時の条件であり、継続時間は濁度と同等との理解でよろしいでしょうか。	色度61度については、濁度200度上昇時とは異なる時期に発生しています。ただし、濁度の上昇と色度の上昇には相関が認められるため、濁度と同様の継続時間であると想定しています。添付資料17を参照してください。
14	11	2	4	(2)		原水水質及び浄水水質	「本事業の原水水質(最大値)及び浄水水質の要求水準は表5に示すとおりである」とありますが、原水水質は事業者への引き渡し水質との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	11	2	4	(2)	ウ	原水水質及び浄水水質	残留塩素について、貴市からの管理目標値1.0mg/Lを超える指示があった場合、消毒副生成物の管理目標値超過は免責頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	13	2	4	(3)		耐震性能	要求する耐震性能を確保するためには、目標とする地震動を想定しなければなりません。想定される地震動の時刻歴波形はご提示いただけるのでしょうか。それとも、地表面加速度や震度階のみのご提示となるのでしょうか。	本市から解析条件(時刻歴波形、地表面加速度、震度階等)の提示はしませんので、水道施設耐震工法指針・解説等に準拠して事業者がご検討ください。なお、解析手法や地震動の設定方法等については、設計段階で本市と協議の上で決定するものとなりますが、提案段階においても、山口県地域防災計画及び下関市地域防災計画等も併せてご確認いただき、想定した地震動の根拠(設定方法等)を明確に示してください。
17	13	2	4	(3)		耐震性能	耐震工法指針には、構造解析手法やモデルは、様々な手法が示されています。用いる手法によって、壁厚や鉄筋量が大きく変わります。要求する耐震性能が確保できることが定量的に示すことができれば、指針に示されたものであればどの様な手法でも良いでしょうか。	最新の水道施設耐震工法指針・解説等に準拠して事業者がご提案ください。なお、提案書において選択された手法の根拠を明確に示してください。
18	13	2	4	(3) (4)	-	耐震性能 耐用年数	土木構造物と建築構造物の分類として、水槽を伴う鉄筋コンクリート造または鉄筋コンクリート造以上の構造物は土木構造物であり、それ以外が建築構造物であるとの認識でよろしいでしょうか。	事業者提案による対象施設の用途や構造を踏まえ、適切な区分を事業者でご判断ください。最終的には建築主事による判断となりますので設計段階にご確認ください。
19	13	2	4	(5)		事業期間終了時における施設の状態	「事業期間終了後1年以内に更新を要することがない状態で引き渡す」となっていますが、事業期間中においても修繕は事業者、更新の場合は貴市という趣旨から判断して、事業終了後1年以内に更新するものであっても、事業期間内での運転管理が適切にされている場合、貴市が更新されるとの理解でよろしいでしょうか。	適切な維持管理が行われた上で更新時期を迎えた施設・設備は本市が更新します。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問内容	質問への回答
20	16	2	5	(4)		雨水排水	既設場外道路側溝の流下能力を超える量を排水することになる場合の施設整備は、貴市負担と考えて良いでしょうか。	現地更新であり既存敷地面積は変わらないことから、既存施設と同程度の雨水・排水設備を想定していますが、既設場外道路側溝の流下能力を超える量を排水することになる場合は、本市、事業者及び関係機関が協議し、場外の施設整備が必要な場合は本市負担とします。
21	16	2	5	(4)		雨水排水	既存の場内雨水排水施設の設計時の降雨強度、確率年、今回設置する雨水排水施設の降雨強度、確率年についてご提示ください。	既存資料はありませんので、降雨強度、確率年については、山口県HP掲載の「山口県降雨強度曲線式」を参考としてください。
22	16	2	5	(4)		雨水排水	添付資料8 図5排水口位置図は、雨水排水の排水接続先を記して頂いているかと思えます。この具体的な配管について、添付資料1の全体配置図にも記載いただけませんか。添付資料1では、排水口1付近には、管路が記載されていません。排水口2、3付近には、複数の管路が記載されています。	図5の排水口位置図は余剰原水の排水口を示しています。雨水排水先は、閲覧可能資料27に示すとおりです。
23	18	3	3	-	-	事前調査業務	事前調査により新たに把握した事項について基本設計に反映するものと思いますが、本調査結果によって新たな事象が発生し、公告資料と差異が発生した場合は、金額の変更を伴う契約変更の対象との認識でよろしいでしょうか。	公募要項等で事前に想定できない変更が生じた場合は、協議に応じます。
24	18	3	3	-	-	事前調査業務	実施方針時の質問にて、『現地調査の結果、公表図面との差異が発生した場合は精算対象との理解でよろしいでしょうか。』との質問に対し『資料等から推測される内容から著しく異なることについて事業者に見えないことを明確に示した場合に限り、協議に応じます。』との回答がありましたが、事前調査は、公表されている資料のみでは設計上の判断がつかない（予見できない）ために行う行為であると認識しております。ここで言われている「予見できないことを明確に示した場合」とは、公表されている資料と事前調査結果の資料を比較して差異を証明することとの認識でよろしいでしょうか。	事前調査結果によって判明した差異が、資料等によって予見できなかったことを明確に示した場合となります。
25	18	3	3	-	-	事前調査業務	実施方針時の質問にて、『現地調査の結果、公表図面との差異が発生した場合は精算対象との理解でよろしいでしょうか。』との質問に対し『資料等から推測される内容から著しく異なることについて事業者に見えないことを明確に示した場合に限り、協議に応じます。』との回答がありましたが、ここで言われている「協議に応じます」とは、具体的に「金額の変更を伴う契約変更に応じる」との意味であるという認識でよろしいでしょうか。	公募要項等で事前に想定できない変更が生じた場合は、契約金額への影響も含めて協議に応じます。
26	19	3	3	(2)	カ	業務の実施に当たっての留意事項	現地調査を実施し、公開頂いた図面・資料では確認できない差異が発生した場合に、費用精算を伴う設計変更の協議を実施頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	公募要項等で事前に想定できない変更が生じた場合は、協議に応じます。
27	19	3	3	(2)	ク	業務の実施に当たっての留意事項	「新型コロナウイルス感染症対策については国土交通省ガイドライン等を参考に実施すること」とありますが、国土交通省によって建設産業向けに通知や通達された新型コロナウイルス感染症対策に基づいて実施するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、新型コロナウイルス感染症対策について、本市が了承した内容で、事業者側が一定の感染予防策を講じていた状況が確認されることが前提です。
28	20	3	4	(1)	ウ	業務の内容	「国庫補助金交付申請等のための書類作成等の支援を行い」とありますが、補助要件として「高度浄水処理等整備費」以外に、何を想定されていますでしょうか。	現時点では高度浄水処理等整備費を想定しておりますが、ご提案内容のうち厚生労働省に限らず交付金、補助金の申請が可能な施設、設備等がある場合は、本市が行う申請の支援を本業務に含みます。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問内容	質問への回答
29	20	3	4	(1)	ウ	水道事業変更認可	「水道事業変更認可の要件に該当する施設」は、「水道施設変更認可の要件に該当する施設を建設する場合は」と捉え、浄水処理方法の変更を要件と考えてよろしいでしょうか。	水道事業等の認可等の手引き（令和元年9月版）において、水道事業の変更認可が必要となる事業内容の変更のうち、「浄水方法の変更」とは「既認可の浄水処理工程に変更を加えること、又は当該施設の処理目的の変更や、大幅な設計諸元の変更を行うことである」と定義されていますので、ご質問の「建設」のみに限定されるものではないと考えます。事業者提案の実施に必要な申請書類等の作成を適切な時期に完了してください。  なお、ご質問の「浄水処理方法の変更」は手引きにあるように「浄水方法の変更」が正しいと考えますが、これを要件とします。
30	20	3	4	(1)	ウ	会計検査対応	会計検査の対応は、会議に同席し説明を行うことも含まれるでしょうか。また、事業期間内に検査対象になった場合と捉えてよろしいでしょうか。	会計検査への同席は必要ありませんが、市の求めに応じて助言を頂ける対応を想定しています。基本的には事業期間内を想定していますが、事業期間外であっても協力を依頼する場合があります。
31	20	3	4	(1)	表10	水位条件	山口県営第3分水槽のLWLが示されていますが、第3分水槽から浄水場までの配管縦断図の提供をお願いします。	関係機関と協議した結果、参加資格要件を満たしている認められた応募者に限り、当該資料の閲覧を可能とします。閲覧を希望する場合は、参加資格確認通知書の受理後に、担当課（浄水課）までご連絡ください。
32	22	3	4	(3)	ア(サ)	詳細設計業務	将来的な敷地内での更新を考慮した配置とすること。とありますが、将来更新時の処理フローや計画浄水量は提案によるとの理解でよろしいでしょうか。	本事業で整備した施設を将来更新する際の処理フローや計画浄水量の提案は求めていますので、将来の施設更新時のスペースや設備の切替等への配慮についてご提案ください。
33	22	3	4	(3)	ア(ヒ)	テロ対策	貴市が想定される、配置に当たって考慮するテロ対策とは、どのようなものでしょうか。各建物にテロ対策として求められる具体的な事象をご提示ください（第三者の侵入ができないなど）。	浄水施設へのテロ行為については、場外からの危険物（毒物）等の投げ込み等を想定しています。なお、必要となるテロ対策については、配置計画等により変わってくると考えますので、厚生労働省医薬・生活衛生局水道課作成のテロ対策マニュアル等策定指針（改訂版）令和3年3月に従い、ご提案ください。
34	22	3	4	(3)	ア(ヒ)	テロ対策	発注者にて想定しているテロの事象があればご教示ください。	浄水施設へのテロ行為については、場外からの危険物（毒物）等の投げ込み等を想定しています。なお、必要となるテロ対策については、配置計画等により変わってくると考えますので、厚生労働省医薬・生活衛生局水道課作成のテロ対策マニュアル等策定指針（改訂版）令和3年3月に従い、ご提案ください。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問内容	質問への回答
35	23	3	4	(3)	イ	導水管	導水管は必ずしも耐震管でなくてもよろしいでしょうか。	導水管は耐震性能、法定耐用年数を有したものとさせていただきます。ただし、現状使用している導水管については、予備管として残置しますので対象外とします。
36	23	3	4	(3)	イ	導水施設設計	山口県営第5分水槽と1号着水井の間に位置する分水槽に近接して、電柱が建てられています。工事に支障があり電柱の移設・復旧等が必要な場合、その費用は当事業の建設費に含まれるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	23	3	4	(3)	イ (ア)	導水施設設計	「導水管の更新後に不要となる既設管は、原則として撤去すること」とあります。また、「なお、残地する場合は、本市と協議の上、決定すること」とありますが、工期短縮等の合理的な理由で既設管を残地することを提案した場合、当然その時点では下関市上下水道局との協議を行うことができないため、契約後の協議において合理的もしくは合理的でないかと判断されるかわかりませんが、優先交渉者選定時点では、要求水準未達のため「失格」とはならないと判断されるとの認識でよろしいでしょうか。	「残置する場合」とは、現時点では、撤去することが著しく困難な八幡川横断部のみを想定しています。当該部分を残置する場合については要求水準書未達としますが、当該部分以外の導水管の更新後に不要となる既設管については撤去としてご提案ください。なお、事前調査業務等により撤去困難であることが明確になった場合には、別途協議に応じます。
38	23	3	4	(3)	イ (ウ)	詳細設計業務 内日貯水池から統合着水井の導水管	木屋川水系に異常が発生した場合に内日貯水池から導水する必要がありますが、既設第3ポンプ室のポンプ吐出配管及び既設連絡管のフランジ規格はJIS10Kで施工されていると思われます。今回施工する連絡管のフランジ規格はJIS10Kでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
39	24	3	4	(3)	ウ (イ) e	詳細設計業務 原水ポンプ槽	原水ポンプ槽に「溢水対策として越流設備を設けること」とありますが、統合着水井で112千m <sup>3</sup> /日の越流設備を設けることが前項で要求されています。供用することで原水ポンプ槽の越流設備を削除することは可能でしょうか。	要求水準書に記載のとおり、統合着水井で余剰原水(112,000m <sup>3</sup> /日)が排水できること、原水ポンプ槽に越流設備を設ける条件を満たしてください。
40	35	3	4	(3)	カ (エ)	雨水排水	接続先となる既設場外道路側溝の流下能力について、ご提示ください。	関係機関と協議した結果、既設場外道路側溝の流下能力は提示できません。
41	36	3	4	(3)	キ	施設撤去設計	コンクリート構造物の撤去に関して、躯体および均しコンクリート等は全て撤去し、基礎碎石は残置するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、事前調査業務等により撤去後の施設整備に支障が確認された場合は、協議によります。
42	36	3	4	(3)	キ	施設撤去設計	1号着水井に近接して、場外の歩道脇に電柱が建てられています。工事に支障があり電柱の移設・復旧等が必要な場合、その費用は当事業の建設費に含まれるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
43	37	3	5			周辺配慮	家屋調査を行う範囲を想定されていればご教示ください。	本市による想定はしていませんので事業者でご提案ください。
44	37	3	5	イ		周辺住民の配慮に関する事項	騒音・振動に関する周辺への影響範囲について、事前に検討あるいは想定されておられる際は、それらの情報をお示しください。	本市による想定、検討はありませんので、騒音・振動に関する規制等を踏まえてご提案ください。
45	37	3	5	-	-	周辺住民の配慮に関する事項	周辺住民及び関係団体への説明とありますが、貴市が想定される関係団体をご教示ください。	地元自治会、まちづくり協議会等の地元団体のほか、長府支所、東消防署、長府警察署、小学校、中学校、高等学校、幼稚園、保育園等の官公署や施設の関係者及び関係交通機関を想定しています。なお、周辺住民については、境界近辺の地権者を含んで想定しています。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問内容	質問への回答
46	37	3	5			周辺住民の配慮に関する事項	「事業者は、本事業が周辺環境に与える以下の要因について検討し、その対策を講ずること。」との記載がありますが、事業者が対策を講ずるべき範囲は、公募要項別紙2リスク分担表1.5社会における「住民対応」と「環境問題」に基づき決定されるとの理解でよろしいですか。	本事業が周辺環境に与える要因について、周辺住民等への説明を本市と協力して行うことを定めた事項であり、業務の範囲を記載したものです。リスク分担表とは示す内容が異なります。
47	38	3	7	(2)	ア(工)	建設工事の実施に当たっての留意事項	「新型コロナウイルス感染症対策については国土交通省ガイドライン等を参考に実施すること」とありますが、公募要項等が公表された令和3年8月16日時点と建設工事実施段階で内容が異なる場合、対応について費用面含め協議に応じて頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	公募要項等の公表時点と内容が異なる場合の対応は、協議に応じます。
48	39	3	7	(2)	ア(コ)	水道事業変更確認許可について	「水道事業変更認可の要件に該当しない施設の工事については、本市の承諾を受けることで早期着手可能となる」とありますが、現在使用していない緩速ろ過池の設備は水道事業変更認可の要件に該当しない施設との認識でよろしいでしょうか。	長府浄水場の緩速ろ過池は、平成25年4月11日の下関市水道事業変更認可申請において「廃止」となっています。現状も使用していませんので、今回予定する水道事業変更認可との関連はないものと考えています。
49	39	3	7	(2)	イ(イ)	工事工程	「令和15年(2033年)4月1日までに浄水施設の全部(88,000m <sup>3</sup> /日)を供用開始させること。」とありますが、本文の「全部」とは計画浄水量の全部を指し、浄水施設を管理用建物を含め全体を完成を指すのではないと理解致します。公募要項P.2の最終行に「完全供用開始」との記述がありますので為念確認致たく存じます。	ご理解のとおりです。
50	40	3	7	(2)	カ(ア)	計画通知	計画通知の提出に既存の検査済証が必要になりますが、貸与いただけると考えてよろしいでしょうか。検査済証が貸与いただけない場合は建築指導課の指導により対応が必要ですが、その費用は本事業に含まないと考えてよろしいでしょうか。	既存の検査済証または台帳記載事項証明書を貸与します。
51	46	4	2	(2)	カ	運転管理業務	藻体破壊されていない植物プランクトンの流入が発生した場合は、貴市の指示により前塩素処理を行うとありますが、生物接触ろ過(上向流)+凝集(+粉末活性炭)+沈殿+急速ろ過の場合、図5に示されるように凝集池での注入を想定されているとの理解でよろしいでしょうか。	想定フローは一例として示しているものであり、事業者提案の浄水処理フローに応じて、最適な注入箇所を設定してください
52	46	4	2	(2)	カ	運転管理業務	藻体破壊されていない植物プランクトンの流入が発生した場合は、貴市の指示により前塩素処理を行うとありますが、図5に示されたフローの場合、粉末活性炭の注入が必要となります。貴市の指示で行った前塩素および、塩素注入により発生したカビ臭の除去のための粉末活性炭の費用は貴市の負担との理解でよろしいでしょうか。	本市の指示により粉末活性炭の使用量が増加した場合は本市の負担にて対応します。
53	46	4	2	(2)	カ	運転管理業務	藻体破壊されていない植物プランクトンの流入が発生した場合は、貴市の指示により前塩素処理を行うとあります。消毒副生成物低減の観点より、極力前塩素を注入しない運転を行うと考えますが、原水水質によっては植物プランクトン流入時の貴市指示以外で前塩素が必要となる場合があると思います。その際は事業者による注入が可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
54	50	4	12	(1)		光熱水燃料調達管理業務	「事業者が使用した光熱水燃料は事業者の負担であり、浄水処理及び排水処理及び送水に必要な電力は貴市の負担」とありますが、管理用建物は浄水処理と一体をなすものであるため、管理用建物の電力は貴市負担との理解でよろしいでしょうか。	管理用建物内で事業者が使用する事務室・休憩室等の電力については、事業者の負担になります。
55	51	4	13	(2)	ア	耐用年数	耐用年数を評価するにあたり、試運転期間も考慮いただきますようお願いいたします。	地方公営企業法で定める法定耐用年数は供用開始日を基準としており、本市が定める目標耐用年数についても同様の考えとなります。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問内容	質問への回答
56	54					閲覧可能資料 リスト20	平成29年度 上下水道局事故対応マニュアルが、最新のマニュアルとの理解でよろしいでしょうか。近年の新型コロナウイルス対策の貴市での実施状況の把握が目的の質問です。	平成29年度 上下水道局事故対応マニュアルについては、現時点で最新のものです。感染症の対応については特に記載がありません。 また、新型コロナウイルス感染症対策の実施状況としては、感染状況や国・県・下関保健所の対応状況を踏まえ、適宜対策を実施している状況であり、マスク着用の徹底、執務室内への消毒剤や飛沫防止シートの設置、換気の徹底等の一般的な感染防止対策に加え、長府浄水場で運転管理に従事する交替勤務職員については、勤務前の健康観察、非接触による引継ぎ、感染者があった場合のバックアップ体制の構築（過去経験者のリスト化や研修の実施）といった対策を実施しています。 なお、今後、新型コロナウイルス感染症対策に係るマニュアル等を整備した際に、事業者提案との差異が生じ、本市が対応を求める場合は、別途協議することとします。
57	添付資料 6-10	-	-	-	-	ボーリングデータについて	既存のボーリングデータは、概ね敷地外周部において実施されて、想定断面図を作成されていますが、契約後に行う事前調査において主要構造物施工位置にて、追加ボーリング調査を実施する必要があります。追加ボーリング調査の結果、添付資料6-10に示されている基盤線等に差異が生じた場合は、基礎構造の変更が必要であるため、金額の変更を伴う契約変更の対象であるとの認識でよろしいでしょうか。	公募要項等で事前に想定できない変更が生じた場合は、協議に応じます。
58	添付資料 6-10	-	-	-	-	緩速ろ過池の排水に関して	推定地質断面図を見ると、地下水位は現地盤から-1.0m程度に位置していることがうかがえます。8/24に行われた現地説明会の時に緩速ろ過池を確認しましたが、地下水は確認できませんでした。そこで、現状、緩速ろ過池の排水はどのような方法およびルートで行っているのでしょうか。ご教示ください。	緩速ろ過池は地下水が流入する構造とはなっていません。雨水に関しては、緩速ろ過池の下ドレンが常時開であり、緩速ろ過池排水回収ポンプ経由で、1号着水井出口に回収しています。
59	添付 15	2	2.3			地中埋設物	地中埋設物に関するリスクは事業者負担となっていますが、リスクの有無を検討するための資料（図面）等は全て提示頂けるものとの理解でよろしいでしょうか。また提示いただいた資料から判断できないリスクが生じた場合は貴市の負担と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、現時点での公表資料、閲覧可能資料にて全て提示しているものとお考えください。
60	添付 15	3	3.2			維持管理業務 (新設対象施設)	原水の水量・水質変動において、「本市が実施する前塩素処理」とは、要求水準書P.46、2(1)力にある、貴市の指示により行う前塩素処理を指しているとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書P46、2(1)力に示す塩素処理は事業者が実施するものであり、要求水準書P7、1(8)にある「統合着水井に導水する前の原水」に対して本市が行う塩素処理及びP11、4(2)に示す塩素処理は本市が行うものとなります。
61	添付 21					必要備品リスト	事業者が設置する備品に関して、修理は事業者負担とし、買替は貴市負担との理解でよろしいでしょうか。また、貴市が設置する備品に関しては、修理、買替とも貴市負担との理解でよろしいでしょうか。	前段、後段ともにご理解のとおりです。

## モニタリング基本計画に関する質問書への回答

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問内容	質問への回答
1	1	1	(2)			モニタリング基本計画とモニタリング実施計画との関係	「本市は事業者と協議しモニタリング実施計画書を作成する。」とありますが、市が作成されるモニタリング実施計画書はいつ頃作成される予定かご教示願います。	基本協定締結後から事業者と協議を行い、事業契約締結後に作成予定です。
2	1	1	(2)			モニタリング基本計画とモニタリング実施計画との関係	「対象のセルフモニタリング業務計画書を作成し、」とありますが、いつ頃提出すればよいかご教示願います。	設計・建設工事については、要求性能確認計画書を本市の承認を受けた後、設計業務等の着手前に提出して下さい。 施設維持管理業務委託については、要求性能確認計画書を本市の承認を受けた後、施設維持管理業務を開始する3カ月前までに提出してください。
3	3	2	(1)	ア		設計業務のモニタリング	事業者とは、設計・建設JVの代表企業が市との協議を行うものと考えております。このような理解でよろしいでしょうか。	設計に関する協議内容については、代表企業に加え、建設JVから設計業務を受託する構成企業の参加が必要であると考えています。なお、代表企業の出席は必須としますが、設計業務以外のモニタリングについても、協議内容に応じて、協議を効率的に進めることが出来る出席者を選定してください。
4	3	2	(1)	ア		設計業務のモニタリング	セルフモニタリング業務計画書とありますが、本書については、設計・建設を含めた業務計画書を1つで作成するものと考えております。このような理解でよろしいでしょうか。	設計業務と建設工事で分けて作成してください。

## 優先交渉権者選定基準に関する質問書への回答

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問内容	質問への回答
1	2	4	-	-	-	優先交渉権者決定までの手順	構成企業に「市内」業者を含めることができなかった場合でも、「参加資格を満たさない」との判断で「無効（失格）」にはならない」との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	2	4	-	-	-	優先交渉権者決定までの手順	本業務の入札方式は、公募型プロポーザル方式であるため、提案書の基礎審査は「要求水準を満たすための応札参加者の実績・技術力・体制」を評価するという認識でよろしいでしょうか。	ご質問の意図が明確ではありませんが、本市は「参加者の実績、技術力、体制」を基にした長府浄水場更新事業についての要求水準を満たす具体的かつ有用な提案を求めています点についてはご理解いただきますようお願いいたします。なお、基礎審査は提案書の内容が要求水準を満たしているかについて審査を行い、その審査については、優先交渉権者選定基準に記載のとおりです。
3	2	4	-	-	-	優先交渉権者決定までの手順	【定量化審査（性能評価）】におけるプレゼンテーションには、何名参加可能でしょうか。また、Teams等を使用しての参加は可能でしょうか。	新型コロナウイルス感染症の蔓延状況等も加味しながら今後検討する予定です。なお、プレゼンテーションの詳細は提案書を提出頂いた応募者のみに連絡します
4	5	6	(2)	-	-	定量化審査（性能評価）	本業務の発注方式は「公募型プロポーザル方式」であるため、提案段階では「設計案を求めている」という認識ですが、技術提案書と合わせて図面集の提出が求められています。ここで、図面集は要求水準が達成されているか判断するための資料であり、「表2 採点基準」で記載されている評価ランクは、「（評価のポイント）」に記載されている内容に対する応札参加者の「実績・技術力・体制」にて評価するとの認識でよろしいでしょうか。	図面集は優先交渉権者を選定するための技術提案書と一体のものとなります。また、評価については別表1の評価の視点により下関市上下水道事業経営審議会が評価します。
5	7	8				審査結果の通知及び公表	評価の結果及び選定過程の透明性を確保するために必要な資料を公表するとありますが、公表された資料を説明いただく機会を設けていただけませんかでしょうか。	公表資料について、説明する機会は設けません。
6	8	別表1	3	3-2	工期短縮につながる方策	工期短縮	特に工期短縮に関する具体的な提案を評価するとありますが、日数の多少で評価させるのでしょうか、また評価の基準となる短縮日数があればご提示ください。	工期短縮だけでなく提案工期を遵守するための取組内容等を総合的に評価します。なお、評価の基準となる短縮日数は公表しません。
7	8	別表1	3	3-2	工期短縮につながる方策	施工手順	施工計画、施工手順の確実性を示すために、過去の工事件名や発注者等を記載することは、応募者を特定できる表現に該当しないでしょうか。	過去の工事件名や発注者等の記載をお考えになられている場合は、応募者を特定できないような記載をお願いします。
8	8	別表1	5	5-1	地域経済	市内業者、市内消費	市内業者への発注金額や市内産品の購入金額について評価するとありますが、評価の基準となる金額があればご提示ください。	評価の基準については、公表する予定はありません。

## 様式集に関する質問書への回答

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問内容	質問への回答
1	47 51 52 53 54 55 56 57 58 60						本業務の発注方式は「公募型プロポーザル方式」であるため、提案段階では「設計案を求めている」との認識ですが、技術提案書と合わせて図面集の提出が求められております。この図面は、提案段階における入札金額算出の根拠であり、契約後に行われる事前調査を踏まえて行う基本設計および詳細設計結果において提案段階で提出した図面集から変更が生じた場合は、金額の変更を伴う契約変更の対象となるとの認識でよろしいでしょうか。	図面集は優先交渉権者を選定するための技術提案書と一体のものとなります。事前調査結果にて公表資料等から推測される内容から著しく異なることについて、事業者が予見できないことを明確に示した場合、契約変更の対象となるかについて協議に応じます。
2	様式Ⅲ-1					提出図書一覧表	資料③-19「施工ステップ図」は、様式Ⅳ-16更新手順の図面集「更新手順図（更新ステップ図）」を指し、資料③-20「設備更新手順図」は、様式Ⅳ-13電気・計装設備設計（運転操作設備、計装設備、監視制御設備）の図面集「更新手順図」を指すとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、ご質問の資料③-19は③-18「施工ステップ図」の誤り、③-20は③-19「設備更新手順図」の誤記であるものと推察します。
3	様式Ⅳ-6	2-2				導水施設設計	様式タイトルが導水施設設計ですが、様式への記載内容は導水管の整備内容について記載するようになっています。導水管は導水施設を指しているとの理解でよろしいでしょうか。	当該様式に記載した提案のポイントに示すように、点検や清掃等の維持管理等の提案も評価対象とするため、導水管に関連する施設も含めて提案内容を記載してください。

## 基本協定書（案）に関する質問書への回答

No	ページ	大項目	中項目 (条)	小項目 (項)	細項目 (号)	項目名	質問内容	質問への回答
1	1	-	3	2		本市及び事業者の責務	「公募要領等に記載の条件を十分に理解し、これに同意したこと」との記述がありますが、本質疑を通じた確認事項、及び貴市と本件事業者間で交渉の上別途合意した事項等については、「公募要領等に記載の条件」に優先して適用されることを為念確認致したく存じます。	公募要項、要求水準書、モニタリング基本計画及び優先交渉権者選定基準に対する質問書の回答は、対象の文書と一体のものとして取り扱います。また、基本協定書（案）に関する質問書の回答は、当該協定書に対する解釈として取り扱います。 なお、優先交渉権者決定後の契約協議等により、提案書等の修正をした上で事業契約を締結しますので、「別途合意した事項」については、想定がありません。
2	1	-	3	3		本市及び事業者の責務	「貴市の要望事項の尊重」に関して、万一、公募要項等に記載の前提条件と異なる要望が出されこれを反映する場合には、必要となる納期・価格調整等について別途協議とさせて頂きたくお願いします。	公募要項等の前提条件と異なる内容を市が要望することは想定しておりませんが、その場合はご質問の協議に応じます。
3	2	-	5	1		賠償金の予定	本条に定める賠償金は、消費税法における「資産の譲渡等」に当たらず消費税は不課税ではないかと思われます。	本条の消費税相当額の加算は、消費税としての課税を意味するのではなく、賠償金の算定基礎に含めるという意味ですので原案のとおりとします。
4	2	-	7	1		事業契約の不成立	第3条第3項（本市及び本件事業者の義務）に言う「貴市の要望事項」の反映に当たり、協議が整わないことによって本件契約が不成立となった場合には、本項に言う「本件事業者の責めに帰すべき事由」には当たらないとの理解でよろしいですか。	本市の要望事項の内容によって、責めに帰すべき対象者の判断が異なるものと考えます。
5	2		7	2		事業契約の不成立	市の責めに帰すべき事由により、事業契約の締結に至らなかった場合、既に事業者が本事業の準備に関して支出した費用は「合理的な範囲において」市の負担とする、あります。事業者の責めに帰すべき事由により、事業契約の締結に至らなかった場合においても、市が本事業の準備に関して支出した費用は「合理的な範囲において」事業者が負担する、との理解で良いでしょうか。	事業者の責めに帰すべき事由により、事業契約に至らなかった場合、本事業の準備に関して支出した費用は本件事業者の負担となります。
6	3	-	9	3	(2) (3)	秘密保持義務	下関市情報公開条例において、「公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は公開義務の対象から除外することができる旨の規定があることから、開示要否・開示範囲等について事前に両者間で協議させて頂けるとの理解でよろしいですか。	第9条第3項第2号及び第3号は法令や権限ある官公署の命令に従う場合で、協議の対象とはいたしません。
7	3	-	9	3	(5)	秘密保持義務	事業者のノウハウ、営業秘密等が秘密保持義務を負わない者に無制限に開示されてしまうと、本件事業者の以降の事業運営に大きな影響を与えることが危惧されます。開示要否・開示範囲等について事前に両者間で協議させて頂けるとの理解でよろしいですか。	議会の情報提供の要請については最大限の尊重が必要で、その前提で協議する事は差し支えありませんが、最終的には本市が判断し、決定します。なお、協議が必要となるノウハウ及び営業秘密等の該当箇所を示す資料と、その根拠となる書類を提案書と一緒に提出して下さい。また、変更があった場合はその都度提出して下さい。

No	ページ	大項目	中項目 (条)	小項目 (項)	細項目 (号)	項目名	質問内容	質問への回答
8	3	-	9	3	(6)	秘密保持義務	事業者のノウハウ、営業秘密等が秘密保持義務を負わない者に無制限に開示されてしまうと、本件事業者の以降の事業運営に大きな影響を与えることが危惧されます。少なくとも秘密保持義務を課す必要があると共に、当該第三者に対する開示要否・開示範囲等について事前に両者間で協議させて頂けるとの理解でよろしいですか。	開示情報の協議不調により本市が第三者に委託できない事態が生じることも考えられるので、協議することは差し支えありませんが、最終的には本市が判断し決定します。なお、協議が必要となるノウハウ及び営業秘密等の該当箇所を示す資料と、その根拠となる書類を提案書と一緒に提出して下さい。また、変更があった場合はその都度提出して下さい。
9	4	-	14	3		有効期間	「本協定の有効期間終了後も、第5条、第7条及び第9条の規定については、なおその効力を有する。」との記載ですが、第9条（秘密保持義務）については際限なく義務を負うことは現実的ではありませんので、秘密保持の有効期間を明示ください（例えば、有効期間満了後5年間など）。	原案のとおりとします。
10						質問回答書の取扱い	本質問書及びその回答は、契約図書の一部として取り扱われるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

## 基本契約書（案）に関する質問書への回答

No	ページ	大項目	中項目 (条)	小項目 (項)	細項目 (号)	項目名	質問内容	質問への回答
1	2	-	7	2		契約不適合に関する責任	「当該契約不適合により維持管理JVに損害が生じたときは、これを直接賠償することに合意する。」とありますが、契約構成上は、建設工事請負契約と施設維持管理契約はあくまで別契約であることから、すべからず直接賠償を行うことが適切ではない場合も有り得ます。従い、事案により別途協議とさせて頂きたく考えます。	契約不適合事例があった場合、その内容・対応方法に関する協議を行う予定ですが、市に負担が生じない限り建設JVと維持管理JVの間で賠償方法も協議することは妨げません。
2	4	-	15	3	(2) (3)	秘密保持義務	下関市情報公開条例において、「公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は公開義務の対象から除外することができる旨の規定があることから、開示要否・開示範囲等について事前に両者間で協議させて頂けるとの理解でよろしいですか。	第15条第3項第2号及び第3号は法令や権限ある官公署の命令に従う場合で、協議の対象とはいたしません。
3	4	-	15	3	(5)	秘密保持義務	事業者のノウハウ、営業秘密等が秘密保持義務を負わない者に無制限に開示されてしまうと、本件事業者の以降の事業運営に大きな影響を与えることが危惧されます。開示要否・開示範囲等について事前に両者間で協議させて頂けるとの理解でよろしいですか。	議会の情報提供の要請については最大限の尊重が必要で、その前提で協議する事は差し支えありませんが、最終的には本市が判断し、決定します。なお、協議が必要となるノウハウ及び営業秘密等の該当箇所を示す資料と、その根拠となる書類を提案書と一緒に提出してください。また、追加及び変更等があった場合はその都度提出してください。
4	4	-	15	3	(6)	秘密保持義務	事業者のノウハウ、営業秘密等が秘密保持義務を負わない者に無制限に開示されてしまうと、本件事業者の以降の事業運営に大きな影響を与えることが危惧されます。少なくとも秘密保持義務を課す必要があると共に、当該第三者に対する開示要否・開示範囲等について事前に両者間で協議させて頂けるとの理解でよろしいですか。	開示情報の協議不調により本市が第三者に委託できない事態が生じることも考えられるので、協議することは差し支えありませんが、最終的には本市が判断し決定します。なお、協議が必要となるノウハウ及び営業秘密等の該当箇所を示す資料と、その根拠となる書類を提案書と一緒に提出してください。また、追加及び変更等があった場合はその都度提出してください。
5	5	-	21			有効期間	7条については、本契約有効期間の満了時点で責任が存続していることは通常想定されないため（建設工事請負契約書第66条1項では引渡しから2年、重過失の場合10年とされている）、下記のとおり、括弧書き部分を追記し、明確化をお願いします。 「2 前項にかかわらず、第7条（建設請負工事契約又は施設維持管理業務委託契約が中途解除された場合において、建設工事請負契約の契約内容不適合責任が残存している場合に限る）、第13条及び・・・」  また、15条（秘密保持義務）については、際限なく義務を負うことは現実的ではありませんので、秘密保持の有効期間を明示ください（例えば、有効期間満了後5年間など）。	第7条の規定は、建設工事請負契約に基づく契約不適合責任が適用される場合を想定したものです。が、本契約有効期間の満了時点で当該適用がある場合に、第21条第2項で存続する旨を規定していますが、従って、ご趣旨は同じと思いますが、原案のとおりとします。また、秘密保持期間についても、原案のとおりとします。

## 建設工事請負契約書（案）に関する質問書への回答

No	ページ	大項目 (章)	中項目 (条)	小項目 (項)	細項目 (号)	項目名	質問内容	質問への回答
1	2	1	1	2	(13)	総則	「公募要項」とは、本事業の公募に当たり発注者が公表した公募要項及びこれに関する質問の回答をいう。とありますが、令和3年8月16日公表の入札説明書、要求水準書、モニタリング基本計画、優先交渉権者選定基準、その他関連資料に加え、令和3年3月8日公表の実施方針及び4月15日付の質問回答を反映して頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	公募要項、要求水準書、モニタリング基本計画、優先交渉権者選定基準、その他関連資料に記載がない事項については、実施方針及び実施方針に関する質問回答書に効力があります。
2	2	1	1	3		総則	公募要項のリスク分担表に記載されている項目と、要求水準書 添付資料15リスク分担で内容が異なる場合があります（例えば、要求水準書には住民対応の記載がありません）。公募要項は第1条第3項で言及されていませんが、契約図書作成の前提となったもので、契約図書の一部に該当するものと理解しております。この点、契約上でも明確にするため、要求水準書のリスク分担を補足するなどの対応をいただきますようお願いいたします。	公募要項におけるリスク分担表は「共通」事項について示し、要求水準書におけるリスク分担は「各業務」に特化した内容について詳細に示していますので、明確化していると考えます。
3	2	1	1	3	(1)	総則	質問回答で明確化された内容、別途貴市と書面で合意した内容については、「この契約書」より優先するものと理解致します。	建設工事請負契約書（案）に関する質問書の回答は、当該契約書に対する解釈として取り扱います。また、優先交渉権者決定後の契約協議等により、提案書等の修正をした上で契約を締結しますので、「別途貴市と書面で合意した内容」については、想定がありません。
4	2	1	1	3	(4)	総則	第（4）号の「設計図書」について、契約に基づく成果物に過ぎず、契約構成図書そのものではないため、ここに入れる必要はないと考えますので、削除をお願いします。	原案のとおりとします。
5	3	1	2			関連工事との調整	関連工事の調整の結果、事業者提案に追加費用が生じた場合、貴市の事由による設計変更で精算対象との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	3	1	2			関連工事との調整	現時点で判明している関連工事があればご教示ください。	現時点で判明している関連工事は、 ・長府浄水場～長府配水場間送水管布設工事（令和6年度完了予定） ・長府浄水場～日和山浄水場間送水管布設工事（令和6年度完了予定）があります。
7	3	1	3	1		地元関係者との調整	本事業において貴市が想定される建設に関する地元関係者をご教示ください。	地元自治会、まちづくり協議会等の地元団体のほか、長府支所、東消防署、長府警察署、小学校、中学校、高等学校、幼稚園、保育園等の官公署や施設の関係者及び関係交通機関を想定しています。 なお、周辺住民については、境界近辺の地権者を含んで想定しています。
8	3	1	3	1		地元関係者との調整	「建設に関する地元関係者との交渉等は、発注者に確認の上、受注者が自らの費用負担によって行うものとする。」とありますが、交渉の結果、工事仕様・内容に変更が生じた場合、貴市にて費用負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	公募要項等で事前に想定できない変更が生じた場合は、協議に応じます。
9	3	1	4	1		工程表	本契約の締結の日から5日以内に工程表を提出することになっており、期限が短く設定されています。提案書に記載するものと同等のもので良いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、優先交渉権者の選定から契約締結までに生じた協議内容を踏まえて、必要な修正は反映して提出してください。

No	ページ	大項目 (章)	中項目 (条)	小項目 (項)	細項目 (号)	項目名	質問内容	質問への回答
10	4	1	7	3		一括委任又は一括下請負の禁止	発注者による契約書案の確認については、本件設計を当該構成企業に適切に請負わせる予定であることを確認する趣旨であるため、その概要が確認できればよいものと理解します。従い、発注額を開示する想定はしておりませんし、また、詳細の文言調整について、その一言一句を発注者に確認する趣旨ではないと理解していません。	ご理解のとおりです。
11	7	2	15	2		工事材料の品質及び検査等	検査に「直接要する費用」とは発注者の人件費・交通費等、発注者側が立ち会い等を行うにあたり当然に必要な費用は含まれないものと理解致します。	ご理解のとおりです。
12	8	2	17	1		設計図書の承諾	貴市の承諾につきまして、期間の限定がないと工程に影響を与えることに鑑み、受注者からの提出後14日以内にご判断いただきますようお願いいたします。	工種毎の承諾期間は概ね2週間程度を想定しています。
13	9	2	19	1		著作権の利用等	著作権を譲渡するとなると、成果物に含まれる受注者の知的財産権について、権利の輻輳を生じる可能性があり、受注者の以降のビジネスに支障が起ります。受注者は民間企業であることにも鑑み、著作権は受注者に留保し、貴市が本事業を実施するにあたって必要となる範囲において、無償で実施権を許諾することとさせていただきますと存じます。	事業者の申し出により都度協議には応じますが、原案のとおりとします。
14	9	2	19	2		著作権の利用等	成果物には受注者のノウハウ、営業秘密が含まれるので、秘密保持条項との関係も踏まえ、「自由に公表すること」は差し控えて頂きたくお願いします。公表にあたっては、開示する内容を両者事前に協議した上で、決定する運用とさせていただきますようお願いいたします。	事業者の申し出により都度協議には応じますが、原案のとおりとします。
15	10	2	22	1		要求水準書又は設計図書の変更に係る受注者の提案	「請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の要求水準書又は設計図書の変更について、発注者に提案することができる」とありますが、建設工事請負契約締結後は、条件変更(27条記載)を除き、受注者から発注者へ請負金額が増額となる提案ができないということでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	10	2	22	1		設計図書等の変更に係る受注者の提案	請負代金を低減する場合に設計図書等の変更を提案することができますが、VE提案のようにコスト低減だけでなく総合的な価値の向上に資する提案が認めて頂けるような変更を希望します。	原案のとおりとします。
17	10	2	24			モニタリング	本契約は仕事の完成を約する請負契約であるため、別紙8のような評点項目を以って、建設遂行途中段階で対価減額を行うことは適切ではないと存じます。出来形分の関係検査合格と対価が紐付いていること、また期日までに出来形分の検査に合格しなければ64条に基づきペナルティがあることに鑑み、別紙8の「(3)減額措置の適用もしくは契約解除」の削除をお願いします。	原案のとおりとします。なお、別紙8については提案内容が履行されないことに対して定めるものであり、第64条第1項の工事目的物に関するものとは別になります。
18	13	2	29			本件工事の開始	「工事に着手」について、実施設計図書の部分完成を得て工事を開始することは可能と考えております。このような理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、工程表を着手前に提出してください。
19	13	2	31	1		本件工事の中止	新型コロナウイルス感染症、その他疾病の蔓延により、本件工事を一時中止せざるを得ないなど工事の履行に支障を及ぼす状況となった場合、それは受注者の責めにできない事由に該当すると考えられるため、本条が適用されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、新型コロナウイルス感染症対策について、本市が了承した内容で、事業者側が一定の感染予防策を講じていた状況が確認されることが前提です。

No	ページ	大項目 (章)	中項目 (条)	小項目 (項)	細項目 (号)	項目名	質問内容	質問への回答
20	13	3	33			受注者の請求による設計施工期間の延長	新型コロナウイルス感染症、その他疾病の蔓延により、本件工事を一時中止せざるを得ないなど工事の履行に支障を及ぼす状況となった場合、それは受注者の責めにできない事由に該当すると考えられるため、本条第2項に基づき、必要と認められる施工期間の延長などがなされるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、新型コロナウイルス感染症対策について、本市が了承した内容で、事業者側が一定の感染予防策を講じていた状況が確認されることが前提です。
21	14	3	35	1		設計施工期間の変更方法	14日以内に協議が整うのは困難と存じますので、30日等に延長を宜しく願います。	原案のとおりとします。
22	14	3	36	1		請負代金額の変更方法等	14日以内に協議が整うのは困難と存じますので、30日等に延長を宜しく願います。	原案のとおりとします。
23	15	3	37	1		賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	日本国内における賃金水準又は物価水準の変動に用いる指数についてご教示願います。	優先交渉権者との協議の段階で事業者提案の内容も踏まえて定めます。
24	15	3	37	3 7		賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	14日以内に協議が整うのは困難と存じますので、30日等に延長を宜しく願います。	原案のとおりとします。
25	16	4	41	1		不可抗力による損害	括弧書きで「当該基準を超えたものに限る」とありますが、ある一つの特定指標のみで判断するのではなく、起こった事象に鑑み総合的に判断いただきますよう宜しく願います（例えば、1日の雨量を基準にしていた場合、1日単位では基準に達していないものの、短時間の局地的な雨量が大量で洪水などが発生し、損害が発生したときも”不可抗力”と認定いただきたく存じます）	状況に応じて、適切に判断します。
26	16	4	41	5		不可抗力による損害	損害額の評価にあたって、会計上の残存価値のみに依拠するのではなく、残存部分に関する現実的な使用可否・是非にも鑑みて評価をいただきますよう宜しく願います。	原案のとおりとします。
27	17	4	43	1		請負代金額の変更に代える設計図書の変更	14日以内に協議が整うのは困難と存じますので、30日等に延長を宜しく願います。	原案のとおりとします。
28	18	5	44	3		試運転	「人件費等」には、発注者の人件費・交通費等、発注者側が立ち会い等を行うにあたり当然に必要な費用は含まれないものと理解致します。	ご理解のとおりです。
29	18	5	45	3		完成の通知、検査及び引渡	「直接要する費用」には、発注者の人件費・交通費等、発注者側が立ち会い等を行うにあたり当然に必要な費用は含まれないものと理解致します。	ご理解のとおりです。
30	18	5	46	4		請負代金の支払	各会計年度における請負代金の支払限度額の上限は無い（民間事業者の提案による工程に基づく）との理解でよろしいでしょうか。	事業者の提案に基づき本市が設定した支払い限度額が上限となります。
31	19	5	46	6		請負代金の支払い	各会計年度における請負代金の支払限度額及び出来高予定額を発注者が変更できるとありますが、事業計画に影響するため、事業者と協議の上変更することが妥当と考えます。条文の変更を希望致します。	原案のとおりとしますが、都度協議に応じます。
32	19	5	47			部分使用	引渡前に部分使用ができることになると、責任関係が曖昧になるため避けるべきと存じます。本事業は期間が長期に亘ることにも鑑み、部分引渡の対象とする設備のグルーピングを予め明確にした上で、第52条に規定する部分引渡により対応すべきと存じます。	原案のとおりとしますが、運用上配慮します。
33	25	8	57	1	(8)	発注者の催告によらない解除権	第24条に関する質問に関連し、本契約は仕事の完成を約する請負契約であるため、別紙8のような評価項目を以って、建設遂行途中段階で対価減額を行うことは適切ではないと存じます。出来形分の関係検査合格と対価が紐付いていること、また期日までに出来形分の検査に合格しなければ第64条に基づきペナルティがあることに鑑み、本項の削除をお願いします。	原案のとおりとします。

No	ページ	大項目 (章)	中項目 (条)	小項目 (項)	細項目 (号)	項目名	質問内容	質問への回答
34	27	8	60	1	(1)	受注者の催告によらない解除権	本件のような規模の案件で請負代金額が3分の2以上減少する場合は、最早、当初契約とは別の契約とも言え、そのような状態まで解除権を行使できないとなると公平性を著しく欠きます。「3分の1以上」に変更をお願いします。	原案のとおりとします。
35	29	8	64	8		発注者の損害賠償請求等	受注者が第57条第1項第13号アからオまでのいずれかに該当した場合、特則的な位置づけにある第64条第8項が優先されて、第57条第2項は適用されないものと理解しておりますが、その理解でよろしいでしょうか。	ご質問の末尾が「第64条第2項は適用されないもの」とのご趣旨であればご理解のとおりです。
36	31	9	71			契約の費用	費用負担に関し、「各当事者に係る費用は各々が負担」に修正をお願いします。契約締結前及び締結時の発注者費用が受注者負担となるのは公平ではありません。また履行段階では、契約に基づき各々の所掌が決まっているため、「一切の費用は受注者の負担」は正しくないと考えます。	原案のとおりとします。
37	別紙1 ～2					解体工事に要する費用 特定建設資材 廃棄物の再資源化等に要する費用	撤去設計を行うことで、解体工事の数量などが変更され費用が変更になった場合、変更金額により再契約を行えるとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書で予見出来ない事案が発生し、変更が必要な場合は、協議により変更契約を行います。
38						質問書の取扱い	本質問書および回答は、契約書に綴じ込まれ、契約書の一部として取り扱われるとの認識でよろしいでしょうか。	質問回答は契約書正本には綴じ込まれませんが、契約図書の一部とはなります。

## 施設維持管理業務委託契約書（案）に関する質問書への回答

No	ページ	大項目 (章)	中項目 (条)	小項目 (項)	細項目 (号)	項目名	質問内容	質問への回答
1	1	1	1	2	(7)	総則	「公募要項」とは、本事業の公募に当たり委託者が公表した要求水準書及びこれに関する質問の回答をいう。とありますが、令和3年8月16日公表の入札説明書、要求水準書、モニタリング基本計画、優先交渉権者選定基準、その他関連資料に加え、令和3年3月8日公表の実施方針及び4月15日付の質問回答も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	公募要項、要求水準書、モニタリング基本計画、優先交渉権者選定基準、その他関連資料に記載がない事項については、実施方針及び実施方針に関する質問回答書に効力があります。
2	1	1	1	3		総則	第(4)号の「設計図書」について、契約に基づく成果物に過ぎず、契約そのものではないため、ここに入れる必要はないと考えますので、削除をお願いします。	原案のとおりとします。
3	2	1	1	3	(1)	総則	質問回答で明確化された内容、別途貴市と書面で合意した内容については、「この契約書」より優先するとの理解でよろしいですか。	施設維持管理業務委託契約書（案）に関する質問書の回答は、当該契約書に対する解釈として取り扱います。また、優先交渉権者決定後の契約協議等により、提案書等の修正をした上で契約を締結しますので、「別途貴市と書面で合意した内容」については、想定がありません。
4	3	1	5	1		契約の保証	本業務の事業日程は、準備期間（令和4年8月●日から令和12年3月31日）の約7年間に加え、業務実施期間は令和12年4月1日から令和27年3月31日までの15年間とされております。  事業契約の締結は令和4年8月が予定されておりますが、履行保証期間は業務実施期間（令和12年4月1日から令和27年3月31日）を対象に、年度毎に締結することを想定されている。との理解でよろしいでしょうか。	施設維持管理業務に係る契約保証については、業務委託料を15で除した額（1年度分の業務委託料に相当する額）の10分の1以上の額を、業務実施期間（15年間）を通じて求めています。業務実施期間の開始日までに契約保証金の納付等の手続を行っていただきますので、年度毎に契約保証の手続をしていただく必要はありません。
5	3	1	5	2		契約の保証	前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、業務委託料を15で除した額の10分の1以上としなければならない。との記載ですが、施設維持管理業務の履行保証期間は15年間との理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
6	4	1	8	3		業務責任者等に関する措置請求	適切な措置を執り、その結果を当該請求を受けた日から10日以内に委託者に通知するのは困難ですので、30日等に延長をお願いします。	原案のとおりとします。
7	4	1	10	2		事業の場所	本項目の趣旨から類推して、受託者は、場内の駐車場を無料で使用できるとの理解でよろしいでしょうか。	所定の手続を行った上で、本市が場内での駐車を認めた場合は、無償とします。
8	5	1	11	3		委託者の請求による要求水準書の変更	14日以内に協議が整うのは困難と存じますので、30日等に延長を宜しくお願いします。	原案のとおりとします。
9	5	1	12	3		受託者の請求による要求水準書の変更	14日以内に協議が整うのは困難と存じますので、30日等に延長を宜しくお願いします。	原案のとおりとします。

No	ページ	大項目 (章)	中項目 (条)	小項目 (項)	細項目 (号)	項目名	質問内容	質問への回答
10	7	3	20	1		再委託等の禁止	運転管理業務、保守点検業務、水質管理業務、修繕業務等の一部業務に関して、地元企業への再委託を検討していますが、提案書に従う場合、及び貴市の承諾を得た場合、再委託可能との理解でよろしいでしょうか。	本業務の主たる部分である「運転管理業務」、「保守点検業務」、「水質管理業務」及び「事業終了時の引継ぎ業務」については、業務の適正履行を確保する観点から、維持管理JVの直接的な履行を求めますので、再委託が認められません。また、その他の業務についても再委託の提案や申出に有用性や合理性が認められず、業務の適正履行が確保できないと本市が判断した場合も、再委託が認められません。 なお、上記の回答に併せ、様式集の様式IV-28を修正していますので、ご確認ください。
11	8	3	21	1		ユーティリティ等の調達	衛生用水及び作業用水を無償で提供するとありますが、シャワー用水等は衛生用水に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	9	3	25	4		業務の報告等	本項の規定についてはサービス対価の減額のみで十分であり、損害賠償は重複してなされるべきものではないとの理解をしております。本条文の見直しをお願い致します。	サービス対価の減額については、提案内容が履行されないことに対する違約金として定めるものであり、損害賠償との関連はありません。
13	9	4	29	3		業務委託料の変更等に代える要求水準書の変更	14日以内に協議が整うのは困難と存じますので、30日等に延長を宜しくお願いします。	原案のとおりとします。
14	10	5	31			委託者又は第三者に及ぼした損害賠償	委託者の責めに帰すべき場合に加え、受託者の責に帰すべき事由でない場合も、受託者は賠償責任を負わないものとの理解をしております。	受託者の責に帰すべき事由でない場合の判断については、協議によります。
15	10 16	5	34	4		法令の変更に伴う協議及び追加費用の負担	「別表の規定に従う」とあるところ、受託者が負担する範囲が広範で、受託者にあまりに片務的な内容となっております。増加費用の負担は事業実施主体である貴市が負担するのが公平であると存じますので、「上記以外のもの」は貴市がご負担いただきますよう宜しくお願いします。	原案のとおりとします。
16	11	5	35	1		不可抗力による損害	今般の新型コロナウイルス感染症又はその他の疫病の蔓延等に伴って受注者が本契約の履行に支障をきたす場合には、本項に定める「不可抗力」として取扱われるべきものと理解しております。また国土交通省などが発出する関連通達に基づいてご対応いただけると理解しております。その理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、浄水場が停止し、市民に水道水が供給できなくなる事態を避けるために最大の対応を望みます。 なお、新型コロナウイルス感染症対策の実施状況としては、感染状況や国・県・下関係保健所の対応状況を踏まえ、適宜対策を実施している状況であり、マスク着用の徹底、執務室内への消毒剤や飛沫防止シートの設置、換気の徹底等の一般的な感染防止対策に加え、長府浄水場で運転管理に従事する交替勤務職員については、勤務前の健康観察、非接触による引継ぎ、感染者があった場合のバックアップ体制の構築（過去経験者のリスト化や研修の実施）といった対策を実施しています。 また、今後、新型コロナウイルス感染症対策に係るマニュアル等を整備した際に、事業者提案との差異が生じ、本市が対応を求める場合は、別途協議することとします。

No	ページ	大項目 (章)	中項目 (条)	小項目 (項)	細項目 (号)	項目名	質問内容	質問への回答
17	11	5	35	1		不可抗力による損害	括弧書きで「当該基準を超えたものに限る」とありますが、ある一つの特定指標のみで判断するのではなく、起こった事象に鑑み総合的に判断いただきますよう宜しくお願いします（例えば、1日の雨量を基準にしていた場合、1日単位では基準に達していないものの、短時間の局地的な雨量が大量で洪水などが発生し、損害が発生したときも”不可抗力”と認定いただきたく存じます）	状況に応じて、適切に判断します。
18	13	6	41	1		契約期間の終了等に伴う運転指導	入札時段階の前提として想定している運転指導の内容は、提案書のXXXに記載の通りであり、これを実施する予定です。委託者が、これを超える内容を希望される場合は、追加費用の負担をお願い致します。	契約書、事業者提案書、要求水準書等に記載のない業務や、要求水準を超える内容を本市が希望する場合に限り変更対象となります。
19	14	7	44	3	(2) (3)	秘密保持義務	下関市情報公開条例において、「公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は公開義務の対象から除外することができる旨の規定があることから、開示要否・開示範囲等について事前に両者間で協議させていただきますよう宜しくお願いします。	第44条第3項第2号及び第3号は法令や権限ある官公署の命令に従う場合で、協議の対象とはいたしません。
20	14	7	44	3	(5)	秘密保持義務	受注者は民間業者であることに鑑み、ノウハウ、営業秘密等が秘密保持義務を負わない者に無制限に開示されてしまうと、本件事業者の以降の事業運営に大きな影響を与えることが危惧されます。開示要否・開示範囲等について事前に両者間で協議させていただきますよう宜しくお願いします。	議会の情報提供の要請については最大限の尊重が必要で、その前提で協議する事は差し支えありませんが、最終的には本市が判断し、決定します。なお、協議が必要となるノウハウ及び営業秘密等の該当箇所を示す資料と、その根拠となる書類を提案書と一緒に提出してください。また、変更があった場合はその都度提出してください。
21	14	7	44	3	(6)	秘密保持義務	受注者は民間業者であることに鑑み、ノウハウ、営業秘密等が秘密保持義務を負わない者に無制限に開示されてしまうと、本件事業者の以降の事業運営に大きな影響を与えることが危惧されます。少なくとも秘密保持義務を課す必要があると共に、当該第三者に対する開示要否・開示範囲等について事前に両者間で協議させていただきますよう宜しくお願いします。	開示情報の協議不調により本市が第三者に委託できない事態が生じることも考えられるので、協議することは差し支えありませんが、最終的には本市が判断し決定します。なお、協議が必要となるノウハウ及び営業秘密等の該当箇所を示す資料と、その根拠となる書類を提案書と一緒に提出してください。また、変更があった場合はその都度提出してください。
22	14	7	44	4		秘密保持義務	際限なく義務を負うことは現実的ではありませんので、秘密保持の有効期間を明示ください（例えば、有効期間満了後5年間など）。	原案のとおりとします。
23	14	7	46	1		著作権の利用等	著作権を譲渡するとすると、成果物に含まれる受注者の知的財産権について、権利の輻輳を生じる可能性があり、受注者の以降のビジネスに支障が起ります。受注者は民間企業であることにも鑑み、著作権は受注者に留保し、貴市が本事業を実施するにあたって必要となる範囲において、無償で実施権を許諾することとさせていただきますと存じます。	事業者の申し出により都度協議には応じますが、原案のとおりとします。
24	14	7	46	2		著作権の利用等	成果物には受注者のノウハウ、営業秘密が含まれるので、秘密保持条項との関係も踏まえ、「自由に公表すること」は差し控えて頂きたく願います。公表にあたっては、開示する内容を両者事前に協議した上で、決定する運用とさせていただきますよう宜しくお願いします。	事業者の申し出により都度協議には応じますが、原案のとおりとします。
25	14	7	47			著作権等の譲渡禁止	前質問（第46条全項に対する質問）に伴い、「前条第1項で定める譲渡を除き」の変更をお願いします。	原案のとおりとします。
26	15	7	49			公租公課	貴市が取得する許認可等に基づき貴市名義で課税されるものについては、貴市にて負担いただけると理解致します。	本市に課税されるものは本市が負担しますが、そのような課税は想定しておりません。

No	ページ	大項目 (章)	中項目 (条)	小項目 (項)	細項目 (号)	項目名	質問内容	質問への回答
27	別紙3 P2			2	(1)	サービス対価の算定方法及び支払い時期	対価A-1の支払について、「実績による各年度の浄水量が、提案による各年度の浄水量に満たない場合は、提案書に記載された薬品の単価によりサービス対価を減額し、実績浄水量が提案浄水量を超える場合は、委託者と受託者が協議し、当該薬品の単価により業務委託料の変更を行う。」とありますが、提案浄水量を超える場合における協議事項としてはどのような内容を想定されておりますか。	業務委託料の変更にあたり、精算金額の確定や精算方法等についての協議を想定しています。
28	別紙3 P2			2	(1) (2)	サービス対価の算定方法及び支払い時期	サービス対価の算定方法のうち、対価A-1、対価B-2における各支払時期（毎月払）の支払金額算定方法について、[左欄対象費用の各年度の費用の合計提案金額]÷支払回数（年12回×15年）とありますが、対価A-1、対価B-2の支払金額は、提案金額に基づき年度毎に変動し、各年度の事業費に対し12ヶ月で除した金額を支払うとの理解でよろしいですか。	対価A-1は、各年度の事業者提案金額に基づき支払額を決定し、浄水量実績に応じて各年度の最終支払月にサービス対価の調整を行います。対価B-2は、ご理解のとおりです。
29	別紙3 P2			2	(1) (2)	サービス対価の算定方法及び支払い時期	サービス対価の算定方法のうち、対価B-1、対価B-3における各支払時期（毎月払）の支払金額算定方法について、[左欄対象費用の業務実施期間中の費用の合計提案金額]÷支払回数（年12回×15年）とありますが、対価B-1、対価B-3の支払金額は全事業期間（15年間）を通じて一律の金額を支払うとの理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
30	別紙3 P2			2	(3) 備考	サービス対価の算定方法及び支払い時期	「受託者は、その他修繕を実施する際には、あらかじめ委託者に、その他修繕を必要とする理由、修繕の方法、必要な費用等を明記した見積書を提出し、委託者の承認を受けなければならない。」との記載ですが、突発的な内容については、この限りではないとの理解でよろしいですか。	ご理解のとおりですが、ご質問の場合においても、本市へ状況を報告し、指示を受けた上で、実施していただくことを想定しています。なお、本市との連絡がつかない場合は、第22条（臨機の措置）により対応してください。
31	別紙3 P4			4	(2)	改訂率の算定として用いる指数	対価「B-3」の改定率算定として用いる指数をご教示いただけないでしょうか。「B-3」は「その他」的な区分でもあり、例えば日本銀行の物価指数なら「国内企業物価（総平均）」が適していると考えられますがいかがでしょうか。	B-3については、改定を行わないものとします。
32	別紙3 P4			4	(3)	物価の変動の確認	維持管理開始は、事業契約の締結から約7年後となります。公募時の改定率の算定として用いる指数は、公募時（2021年8月）に公表されている最新の指数との理解でよろしいでしょうか。	応募時（提案書等の提出時）に公表されている最新の指数を適用します。
33	別紙3 P4			5		賃金又は物価の変動による業務委託料の変更	「委託者は、前項第3号の報告により改定率の増減が1.5%を超過することを確認した場合は、受託者と協議の上、翌年度以降の業務委託料を変更するものとする。」とありますが、1.5%を超過した部分について変更されるのでしょうか。1.5%も含めた変動分を変更頂けるのでしょうか。	協議の上、決定する事としますが、原則、一回目の変更については1.5%を超過した部分を対象とし、二回目以降は前回使用した改定率から1.5%を含めた変動分を対象とします。
34	別紙3 P4			5		賃金又は物価の変動による業務委託料の変更	上記質問に関連し、1.5%とは、直近の変更からの累積となりますでしょうか。	別紙3の4号に示すとおり、改定時と前回改定時の比較であり累積ではありません。